

患者様へのご案内（保険医療機関における書面掲示）

○機能強化加算について

外来医療における適切な役割分担を図り、専門医療機関への受診の要否の判断等を含むよりの確で質の高い診療機能を評価したものです。包括的な診療を医療機関として、必要に応じ以下の対応を行うことができます。

- 患者様が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行い、必要に応じ患者様へ説明を致します。
- 専門医師または専門医療機関への紹介を行います。
- 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じております。
- 保険・福祉サービスに係る相談に応じております。
- 診療時間外を含む、緊急時の対応方法に係る情報提供を行っております。

○電子的診療情報連携体制整備加算 2 について

マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用を積極的に推進しております。オンライン資格確認を行う体制を有しています。

オンライン資格確認により取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。質の高い診察を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行っております。電子処方箋の発行を行っております。電子カルテ共有サービスを活用できる体制については現在準備中です。

○明細書発行体制等加算について

当院は療担当規則に則り明細書については無償で交付いたします。

また、自己負担のある患者様には診療報酬明細書・領収書を交付しております。

○一般名処方加算について

後発医薬品があるお薬については、患者様へのご説明の上、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。

医薬品の供給状況や、2024 年 10 月からは長期収載品については医療上の必要性があると認められない場合には患者様の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となります。

○長期収載品の選定療養の場合

2024年10月より後発医薬品（ジェネリック）がある薬で先発医薬品の処方を希望する場合は、選定負担として保険外の負担が生じ、特別の料金が発生する仕組みとなっております。

○情報通信機器を用いた診療について

情報通信機器を用いた診療の初診の場合、向精神薬を処方しておりません。

○バイオ後続品使用体制加算について

当院では、バイオ後続品の使用に積極的に取り組んでおります。

○地域包括診療加算について

地域包括診療という取り組みが始まっています。特に、慢性疾患については、かかりつけ医を決めて管理をしていくことで、合併症の予防につなげていく必要があります。当院では健康相談の実施かつ敷地内禁煙、介護相談の実施、在宅医療の相談、予防接種の状況把握と相談、他院での治療や内服などの管理、夜間緊急時には24時間電話対応をしていることを改めてお伝えします。（介護支援専門員及び相談支援相談員からの相談にも応じます。）

また、患者様の状態に応じ、担当医師の判断により28日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することが可能です。

○時間外対応体制加算1について

当院では、診療時間外においても患者様からの電話等による問い合わせに対応できる体制を整えています。

◎連絡先代表番号： 0197-61-3372

◎在宅訪問診療を行っている患者様、および事前に登録された患者様には、24時間繋がる専用の緊急連絡先番号（携帯番号等）を個別にお渡ししております。

◎対応可能時間帯：上記番号にて24時間対応

※再診の患者様には、診療時間内の受診であっても時間外対応体制加算を算定させていただきます。

○ベースアップ評価料について

当院では、勤務する職員の賃金改善を実施するため、外来・在宅ベースアップ評価料を算定しています。本加算は、医療機関に勤務する職員（医師、看護師、事務職員等）の処遇改善を目的とした診療報酬上の評価です。

○電子処方箋について

当院は電子処方箋の発行に対応している医療機関となります。

電子処方箋に対応している医療機関および薬局は、厚生労働省のホームページから確認できますので、電子処方箋を希望される場合は、そちらでご確認ください。

○生活習慣病管理加算2

当院は、糖尿病・高血圧・脂質異常症のいずれかを主病名とする患者様に、血圧や体重等の個々に応じた目標設定のほか、食事、運動に関する指導等を記載した『療養計画書』を作成し、より実効性のある疾患管理を行っています。